

## 第82期定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

### 事業報告

主要な営業所及び工場

株式の状況

新株予約権等に関する事項

責任限定契約の内容の概要

補償契約の内容の概要

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

会計監査人の状況

業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

株式会社の支配に関する基本方針

### 連結計算書類

連結株主資本等変動計算書

連結計算書類の連結注記表

### 計算書類

株主資本等変動計算書

計算書類の個別注記表

上記の事項につきましては法令及び当社定款第14条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。

## 事業報告

### 主要な営業所及び工場（2023年3月31日現在）

#### ① 当社

拠点名	事業所名	所在地
統括拠点	本社	東京都中央区
	高崎グローバルセンター	群馬県高崎市
販売拠点	仙台営業所	宮城県仙台市
	首都圏営業所	東京都中央区
	群馬営業所	群馬県高崎市
	名古屋営業所	愛知県名古屋市
	大阪営業所	大阪府大阪市
	福岡営業所	福岡県福岡市
生産拠点	榛名工場	群馬県高崎市
	中之条工場	群馬県吾妻郡
	玉村工場	群馬県佐波郡
	八幡原工場	群馬県高崎市
開発拠点	R&Dセンター	群馬県高崎市
	新川崎センター-SOLairoLab（そらいろラボ）	神奈川県川崎市

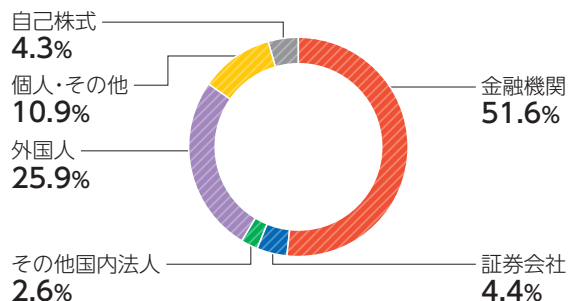
#### ② 子会社

第82期定時株主総会招集ご通知の27頁「事業報告 2. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項（8）重要な子会社の状況」に記載のとおりであります。

## 株式の状況（2023年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 300,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 130,218,481株  
(自己株式5,610,298株を含む。)
- (3) 株主数 31,313名

### 所有者別株式分布状況



(注) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

### (4) 大株主（上位10名）

	株主名	所有株式数 (株)	持株比率 (%)
1	日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	38,205,800	30.6
2	株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	17,667,600	14.1
3	株式会社伊予銀行	2,000,100	1.6
4	株式会社三井住友銀行	2,000,000	1.6
5	公益財団法人佐藤交通遺児福祉基金	1,916,640	1.5
6	SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	1,868,874	1.4
7	STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,827,000	1.4
8	日本生命保険相互会社	1,666,450	1.3
9	JP MORGAN CHASE BANK 385781	1,638,945	1.3
10	野村信託銀行株式会社 (投信口)	1,618,300	1.2

(注1) 当社は、自己株式5,610,298株を保有しておりますが、上記大株主から除外しております。

(注2) 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

(注3) 表示単位未満は切り捨てて表示しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に交付した株式の状況  
該当事項はありません。

(6) その他株式に関する重要な事項  
該当事項はありません。

## 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称	発行決議の日	保有状況	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使期間
第1回2007年7月発行新株予約権	2007年6月28日	取締役1名 (社外取締役を除く)	3個	当社普通株式 3,000株	2007年7月14日から 2027年7月13日まで
第2回2007年7月発行新株予約権	2007年6月28日	取締役1名 (社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2007年7月14日から 2027年7月13日まで
2008年6月発行新株予約権	2008年6月27日	取締役1名 (社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2008年7月15日から 2028年7月14日まで
2009年5月発行新株予約権	2009年5月25日	取締役1名 (社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2009年6月10日から 2029年6月9日まで
2010年6月発行新株予約権	2010年6月29日	取締役1名 (社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2010年7月22日から 2030年7月21日まで
2011年6月発行新株予約権	2011年6月29日	取締役1名 (社外取締役を除く)	6個	当社普通株式 6,000株	2011年7月14日から 2031年7月13日まで
2012年4月発行新株予約権	2012年4月25日	取締役1名 (社外取締役を除く)	5個	当社普通株式 5,000株	2012年5月11日から 2032年5月10日まで
2013年5月発行新株予約権	2013年5月24日	取締役1名 (社外取締役を除く)	1個	当社普通株式 1,000株	2013年6月10日から 2033年6月9日まで
2013年7月発行新株予約権	2013年6月27日	取締役2名 (社外取締役を除く)	9個	当社普通株式 9,000株	2013年7月12日から 2033年7月11日まで
2014年7月発行新株予約権	2014年6月27日	取締役4名 (社外取締役を除く)	13個	当社普通株式 13,000株	2014年7月14日から 2034年7月13日まで
2015年7月発行新株予約権	2015年6月26日	取締役4名 (社外取締役を除く)	18個	当社普通株式 18,000株	2015年7月13日から 2035年7月12日まで
2015年11月発行新株予約権	2015年11月5日	取締役1名 (社外取締役を除く)	1個	当社普通株式 1,000株	2015年11月20日から 2035年11月19日まで
2016年7月発行新株予約権	2016年6月29日	取締役4名 (社外取締役を除く)	23個	当社普通株式 23,000株	2016年7月15日から 2036年7月14日まで

名称	発行決議の日	保有状況	新株 予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の行使期間
2017年7月発行 新株予約権	2017年6月29日	取締役4名 (社外取締役を除く)	23個	当社普通株式 23,000株	2017年7月18日から 2037年7月17日まで
2018年7月発行 新株予約権	2018年6月28日	取締役4名 (社外取締役を除く)	25個	当社普通株式 25,000株	2018年7月18日から 2038年7月17日まで
2019年7月発行 新株予約権	2019年6月27日	取締役4名 (社外取締役を除く)	250個	当社普通株式 25,000株	2019年7月18日から 2039年7月17日まで
2020年7月発行 新株予約権	2020年6月26日	取締役4名 (社外取締役を除く)	260個	当社普通株式 26,000株	2020年7月17日から 2040年7月16日まで
2021年7月発行 新株予約権	2021年6月29日	取締役4名 (社外取締役を除く)	270個	当社普通株式 27,000株	2021年7月19日から 2041年7月18日まで
2022年7月発行 新株予約権	2022年6月29日	取締役4名 (社外取締役を含む 非業務執行取締役を 除く)	230個	当社普通株式 23,000株	2022年7月20日から 2042年7月19日まで

(注1) 2021年7月発行新株予約権までの主な行使条件等

- ① 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員の地位を全て喪失した日の翌日から10日を経過するまでの間に限り新株予約権を行使できる。
- ② 上記①にかかわらず、新株予約権者は、以下に定める条件の場合、それぞれに定める期間に新株予約権を行使できる。
  - 1) 新株予約権者が発行決議の日から19年11ヶ月を経過し権利行使開始日を迎えなかった場合、その翌日から1ヶ月以内とする。
  - 2) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会で承認された場合又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合は、当該承認日の翌日から10日間とする。
  - 3) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人（1名に限る）は、新株予約権者が死亡した日の翌日から3ヶ月間とする。
- ③ 新株予約権1個当たりの一部行使はできない。
- ④ 新株予約権の払込価額は無償とする。
- ⑤ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、株式1株当たり1円とする。
- ⑥ その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
- ⑦ 新株予約権者が新株予約権を行使できなくなった場合及び「新株予約権割当契約書」により権利を喪失した場合、当社は当該新株予約権を無償で取得できる。

- (注2) 第1回2007年7月発行新株予約権は、事業年度終了後の株主総会の承認に基づいて付与しておりますが、第2回2007年7月発行新株予約権からは、取締役報酬の一部として計上する付与方式に変更しております。
- (注3) 2013年5月発行新株予約権までは、対象職務期間を各事業年度としておりましたが、2013年7月発行新株予約権からは、対象職務期間を選任後1年以内に終了する事業年度の定時株主総会の終結の時までとしております。
- (注4) 新株予約権1個当たりの株式数は、2018年7月発行新株予約権までは1,000株、2019年7月発行新株予約権からは100株であります。
- (注5) 2022年7月発行新株予約権の主な行使条件等  
2022年7月発行新株予約権については、以下の内容を基礎として、一定期間の勤務継続を条件とする役位固定プラン及び業績指標の目標値の達成度合いにより権利行使可能な個数が変動する業績連動プランの2つの制度を設けております。
- ① 新株予約権の目的である株式の種類及び数  
新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、本議案の決議の日以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。）又は株式併合等を行うことにより、株式数の変更をすることが適切となった場合は、当社は必要と認める調整を行う。
  - ② 新株予約権の総数  
取締役（社外取締役を含む非業務執行取締役を除く。）に対して割り当てる新株予約権の総数500個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。
  - ③ 新株予約権の払込金額  
新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。
  - ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額  
各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。
  - ⑤ 新株予約権を行使することができる期間  
新株予約権を割り当てる日の翌日から20年以内の範囲で、当社取締役会において定める。
  - ⑥ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

以下のいずれかの議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

- 1) 当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
- 2) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- 3) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧ 新株予約権の行使の条件

- 1) 新株予約権者は、当社取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日（以下「権利行使開始日」という。）以降に新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役会が別途定める日までに権利行使開始日を迎えなかった場合、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案につき当社株主総会で承認された場合等については、取締役会が別途定める期間内に限り、新株予約権を行使することができる。
- 2) 上記1)は、新株予約権を相続により承継した者には適用しない。
- 3) その他、業績条件等の行使の条件（※）については、当社取締役会において定める。

※業績連動プランについては、割当日の属する事業年度の自己資本当期純利益率（ROE）の値に応じた数の新株予約権を行使可能とする条件を適用する。また、当該権利行使条件を満たさないことが確定した業績連動プランに係る新株予約権は放棄により消滅する。

⑨ その他

その他の条件については、株主総会の承認及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当を受けた取締役との間で締結した「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社執行役員及び従業員等に対して交付した新株予約権の状況

名称	発行決議の日	交付状況	新株予約権の数	新株予約権の目的となる株式の種類及び数	新株予約権の行使期間
2022年7月発行新株予約権	2022年6月29日	執行役員13名	362個	当社普通株式 36,200株	2022年7月20日から 2042年7月19日まで



(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

2023年5月9日開催の当社取締役会にて当事業年度の自己資本当期純利益率（ROE）の値が確定したことから、同日、業績連動プランに係る2022年7月発行新株予約権の権利行使可能数が確定いたしました。同日における当社取締役及び執行役員の新株予約権保有状況は以下のとおりです。

名称	発行決議の日	交付状況	新株 予約権の数	新株予約権の 目的となる株式 の種類及び数	新株予約権の行使期間
2022年7月発行 新株予約権	2022年6月29日	取締役4名 (社外取締役を含む 非業務執行取締役を 除く)	77個	当社普通株式 7,700株	2022年7月20日から 2042年7月19日まで
		執行役員13名	116個	当社普通株式 11,600株	

## 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定款に規定しております。

当該契約の締結者及び契約内容の概要は、以下のとおりです。

締結者	契約内容の概要
社外取締役 平 岩 正 史	任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときに限り、会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
社外取締役 小 池 精 一	
社外取締役 浜 田 恵 美 子	
監 査 役 三 宿 俊 雄	
監 査 役 大 嶋 一 幸	
社外監査役 吉 武 一	
社外監査役 藤 田 知 美	

## 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

## 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役、執行役員等を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料については当社及び当社の子会社が全額負担をしております。

当該保険契約は、被保険者が業務について行った行為に起因して損害賠償を負った場合における損害賠償金及び争訟費用を補填するものです。ただし、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、法令違反等による行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害を除くなど、一定の免責事由を定めております。

## 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額 (百万円)
①当社が支払うべき会計監査人の報酬等の額	76
②当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	93

(注1) 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区別しておらず、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。

(注2) 当社の重要な子会社のうち、海外に所在する子会社は、有限責任 あずさ監査法人以外の公認会計士又は監査法人が監査をしております。

(3) 会計監査人の報酬等について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人に対する監査報酬が会社の規模、複雑性、リスクに照らして合理的な水準であるかを検討した結果、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会社法第340条第1項各号に定める監査役会による会計監査人の解任のほか、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会の決定により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を株主総会に提案します。

(6) 現在の業務停止処分に関する事項

該当事項はありません。

(7) 過去2年間の業務停止処分に関する事項のうち、会社が事業報告の内容とすべきと判断した事項

該当事項はありません。

(8) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(9) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(10) 辞任した会計監査人又は解任された会計監査人の氏名等に関する事項

該当事項はありません。

## 業務の適正を確保するための体制の決議の内容及び運用状況の概要

当社が業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した内容（基本方針）及び当該体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

### 1. 取締役並びに執行役員及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社及び当社グループの業務の適正を確保するための体制

#### 基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会は、法令並びに定款及び「取締役会規則」その他の社内規則等に従い重要事項を決議する。
- (2) 取締役会は、経営を取り巻くリスク要因の管理体制を強化し、取締役の職務の執行を監督する。
- (3) 監査役は、取締役会の決議並びに取締役及び執行役員の職務の執行の適正性を監査する。
- (4) 当社グループのコンプライアンス活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従いコンプライアンス活動を継続実施する。
- (5) 内部通報制度の運用により、当社グループのコンプライアンス問題を早期に発見し、調査、是正措置を行い問題の再発を防止する。
- (6) 株主及び投資家に対して、当社グループにかかわる企業情報等を迅速、かつ適切に開示する。
- (7) 反社会的勢力及び団体に対しては、毅然とした姿勢で組織的に対応する。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法等に基づく内部統制を整備、運用する。
- (9) 子会社の業務遂行の内容については、当社関連事業部門が窓口となりその状況を把握すると共に、重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に従い、十分な情報交換及び意見調整を行い、子会社の経営意思を尊重しつつ業務の適正性を確保する。

#### 運用状況の概要

コンプライアンス活動を推進する体制として、内部統制委員会及びその下部組織のコンプライアンス部会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会及びコンプライアンス部会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役に報告し、統制の強化に努めております。

## 2. 当社の取締役及び執行役員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

### 基本方針の決議の内容

- (1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録等の法定文書その他取締役及び執行役員の職務の執行に係る重要な会議の議事録を、文書又は電磁的媒体に記録し、法令及び各会議規則に基づき関連資料と共に適切に保存管理する。
- (2) 当社は、取締役及び監査役が各会議規則の定めに従い、当該情報を常時閲覧できる環境を維持する。

### 運用状況の概要

取締役及び執行役員の職務の執行に係る主要な情報については、法令及び各会議規則に基づき、文書又は電磁的媒体により保存・管理を行っております。なお、電磁的媒体に記録された株主総会議事録及び取締役会議事録など重要なものについては、暗号化処理を行うなどセキュリティ対策を実施しております。

## 3. 当社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制

### 基本方針の決議の内容

- (1) リスク管理活動を推進する体制として内部統制委員会を設置し、リスク分類別に責任者を定め、リスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定・実施及び対策状況の監視・見直しからなるグループリスクマネジメントシステムに従い、リスク管理活動を継続実施する。
- (2) 当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生による事業活動への影響を予め想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組む。事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP（事業継続計画）に従い対策を講ずる。

### 運用状況の概要

リスク管理活動を推進する体制として、内部統制委員会及びその下部組織のリスク管理部会を設置し、当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目に対しそれぞれ責任者を定め、グループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクルを回し継続的に改善を図っています。また、その運用状況は、定期的に内部統制委員会及びリスク管理部会にて評価・検討が行われると共に、その内容を取締役に報告し、統制の強化に努めております。さらに、災害等の発生に備えてBCP（事業継続計画）の整備や訓練を行うほか、必要に応じてリスク分散措置及び保険付保を行っております。

#### 4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

##### 基本方針の決議の内容

- (1) 取締役会による適切かつ、効率的な意思決定を図るため、業務執行にかかる重要事項及び人事関連事項等を審議する会議体を設置する。
- (2) 業務執行取締役の職務の執行の効率性向上を図るため、執行役員を設置する。
- (3) 内部統制システムに関して審議をし、その活動の評価を行う会議体として内部統制委員会を設置し、本決議の項目別に推進責任者を定める。内部統制委員会は、推進責任者から定期的に活動実績の報告を受け、取締役会に報告する。
- (4) IT技術を活用したワークフロー、TV会議、情報共有、情報管理等の各システムを積極的に利用することで、意思決定プロセスの簡潔化、迅速化を図る。

##### 運用状況の概要

取締役の職務の執行が効率的に行われるために、グループ経営にかかわる政策案件については経営会議で、グループ全体の人事、報酬等についてはTM（トップマネジメント）会議で十分議論し、取締役会に上程しております。なお、取締役会から委譲された事項については、各々の会議体において、適法性、合理性、経済性等を審議し、その結果が取締役会に報告されます。また、コーポレートガバナンス・コードの主旨に則り、取締役会資料の早期提供や要点整理、分析評価等の工夫に取り組むことで、運営効率向上及び審議の活性化を通じ監督機能の実効性確保にも努めております。加えて、監督と業務執行を行う者の役割責任を一層明確にするため執行役員制度を採用し、取締役会で決定された経営方針・戦略に基づいて、代表取締役社長の監督指揮のもと、担当部署の執行役員として機動的に業務執行に当たらせております。

#### 5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

##### 基本方針の決議の内容

- (1) 当社の子会社の取締役その他これらの者に相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - 1) 子会社の業務遂行の状況については、当社の「グループ経営ルール」に基づき報告させ、当社の関連部門と情報共有を図る。
  - 2) 当社の執行役員又は使用人を子会社の取締役に就任させることにより、子会社の経営状況を把握する。

- (2) 当社の子会社の損失の危険（リスク）の管理に関する規程その他の体制
- 1) 子会社は、当社グループリスクマネジメントシステムに従い、子会社のリスクの特定、リスクレベルの評価、リスク対策の決定及び実施、対策状況の監視・見直しを継続実施する。
  - 2) 子会社は、当社の「グループ事業継続対策規定」に従い、自然災害を含むリスクの発生により事業活動に影響を与える事態の発生を想定し、影響の大きさによる対策組織を決め、平時より予防対策に取り組み、事業継続上の問題が発生した場合は、早期に事業活動を再開できるように整備したBCP（事業継続計画）に従い対策を講ずる。
- (3) 当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1) 当社は、子会社の意思決定を効率的に行われるよう当社の「グループ経営ルール」を定め、子会社はこれを運用する。
  - 2) 当社の内部監査室は、子会社の業務が適正かつ、効率的に行われていることを独立した立場からモニタリングし、その結果を子会社に適切にフィードバックし、当社の代表取締役役に報告すると共に、当社の監査役と情報共有を図る。
- (4) 当社の子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 重要事項については、当社の「グループ経営ルール」に基づき、子会社の業務の適正を確保するための体制を整備、維持する。
  - 2) コンプライアンス活動を推進する体制として当社の「グループCSR行動規範」に定める各項目を担当する責任者を決め、コンプライアンスマネジメントシステムに従い活動を継続実施する。

#### 運用状況の概要

子会社の業務執行については、「グループ経営ルール」に基づき報告し、重要事項の決定に関しては、当社の関連部門と協議し事前承認を得る仕組みになっております。また、子会社の取締役会の運営については、「グループ経営ルール」の見直しや周知徹底を行うなどにより統制管理の強化に努め、さらに適正に運営されていることを確認するため、監査役がモニタリングを行っております。子会社のコンプライアンス及びリスク管理に関しては、「グループCSR行動規範」並びにコンプライアンスマネジメントシステム及びグループリスクマネジメントシステムに従い、PDCAサイクル活動を実施、定期的に内部統制委員会並びにコンプライアンス部会及びリスク管理部会で報告され、早期に状況把握を行い、合理的な管理体制の構築に役立てております。

さらに内部監査室は、年間計画に基づき子会社への内部監査を実施することにより、当社グループの



業務の適正を確保するための体制の整備・運用状況のモニタリングを行っております。また、財務報告に係る内部統制の整備・運用状況の評価結果については、会計監査人の監査を受けており、これらの内容については、当社の代表取締役社長へ報告すると共に監査役と情報共有しております。

## 6. 当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

### 基本方針の決議の内容

- (1) 当社の監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項（取締役からの独立性、監査役の指示の実効性確保等）
  - 1) 監査役会のもとに監査役の監査業務を補助する専任スタッフとして監査役会事務局員（以下「事務局員」という。）を置く。
  - 2) 事務局員の人選、異動、人事考課、昇格、懲戒等は、監査役会と事前に協議し、同意を得る。
- (2) 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の処理に関する事項  
当社は、監査役の監査のための費用について、監査役の職務に必要なないと認められる場合を除き、これを負担する。
- (3) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
  - 1) 取締役会は、監査役が経営に係る重要な会議に出席し、取締役の意思決定及び取締役、執行役員職務の執行を監査することのできる体制を整備する。
  - 2) 取締役会は、監査役が取締役並びに執行役員及び使用人と意思疎通を図って監査に必要な情報を適宜得ると共に、必要に応じて事業の報告を求め、関連する記録を閲覧することのできる体制を整備する。
  - 3) 取締役会は、監査役が内部監査室と定期的に意見交換を行うと共に、緊密な連携をとることのできる体制を整備する。
  - 4) 取締役会は、監査役が会計監査人と定期的に又は随時に意見交換を行い、必要に応じて会計監査人に報告を求めることのできる体制を整備する。

### 運用状況の概要

取締役会は、監査役が経営に係る各種の重要会議に出席し、情報収集を行うことで取締役の経営判断のプロセス及び職務の執行状況を確認できる体制を整備しております。また、監査役が、内部統制委員会において、コンプライアンスやリスク管理等の内部統制上の課題について把握すること、取締役や執行役員又は使用人との意見交換や関連資料閲覧等を行うことで監査に必要な情報を入手できる体制を整備しております。



## 7. 当社の監査役への報告に関する体制

### 基本方針の決議の内容

- (1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
  - 1) 当社の取締役並びに執行役員及び使用人は、取締役の職務の執行に関して法令・定款・社内規則に違反する事実、その恐れがある著しく不当な事実、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を認識した場合、速やかに監査役に報告する。
  - 2) 当社の内部通報ルールに則り、当社の取締役並びに執行役員及び使用人から監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
- (2) 当社の子会社の取締役等及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
  - 1) 子会社は、その内部通報ルールに則り、取締役等の法令、社内規則違反等について、取締役等及び使用人から当社の監査役へ直接通報する体制を整備、維持する。
  - 2) 取締役会は、常勤監査役と子会社の取締役等及び使用人と意思疎通を円滑化し、情報の収集及び監査の環境の整備に努める。
- (3) 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
当社グループは、内部通報者保護の仕組みを社内ルールで定め、内部通報制度を利用した報告者が、不利益な措置を受けないよう防止体制を整備、維持する。

### 運用状況の概要

監査役への報告については、当社及び当社グループの内部通報制度の運用により、通報が監査役に報告される体制が整備されております。また、子会社の取締役会等において、取締役から監査役への報告・意見交換を行い、意思疎通を図ることのできる体制が整備されております。

## 株式会社の支配に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社の株式は譲渡自由が原則であり、株式市場を通じて多数の投資家の皆様により、自由で活発な取引をしていただいております。よって、当社の財務及び事業の方針を支配する者の在り方についても、当社株式の自由な取引により決定されることを基本としております。したがって、当社の財務及び事業の方針を支配することが可能な量の株式を取得する買付提案等があった場合は、賛同されるか否かの判断についても、最終的には株主の自由な意思に依拠するべきであると考えます。

一方、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、株主の皆様をはじめとした様々なステークホルダーとの信頼関係を維持し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保し、向上させる者でなければならないと考えております。

したがって、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損する恐れのある不適切な大規模買付行為又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当ではないと考えます。このような者により当社株式の大規模買付が行われた場合には、株主共同の利益の確保・向上のため、適時適切な情報開示に努めると共に、その時点において適切な対応をしてまいります。

### (2) 基本方針の実現に向けた取り組み

当社は、中期経営計画の着実な実行とコーポレートガバナンスの強化等を通じたさらなる株主視点の経営の実現が当社の企業価値と株主共同の利益の確保・向上につながるものと考え、第82期定時株主総会招集ご通知の事業報告に記載のとおり実施しております。

### (3) 具体的取り組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

前記(2)に記載した各取り組みは、前記(1)記載の基本方針に従い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に沿うものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

## 連結計算書類

### 連結株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	33,575	49,908	221,178	△13,454	291,207
当期変動額					
剰余金の配当			△10,591		△10,591
親会社株主に帰属する当期純利益			23,216		23,216
自己株式の取得				△2	△2
自己株式の処分					－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当期変動額合計	－	－	12,624	△2	12,621
当期末残高	33,575	49,908	233,802	△13,457	303,829

	その他の包括利益累計額					新株 予約権	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に 係る調整 累計額	その他の 包括利益 累計額合計		
当期首残高	518	△190	8,246	△321	8,252	826	300,286
当期変動額							
剰余金の配当							△10,591
親会社株主に帰属する当期純利益							23,216
自己株式の取得							△2
自己株式の処分							－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	113	189	4,840	295	5,438	132	5,570
当期変動額合計	113	189	4,840	295	5,438	132	18,192
当期末残高	631	△0	13,086	△26	13,690	958	318,478

## 連結計算書類の連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 32社

主な連結子会社の名称は、「事業報告 2. 当社グループ（企業集団）の現況に関する事項（8）重要な子会社の状況」に記載しているため省略しております。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

##### (1) 持分法適用関連会社の数

該当事項はありません。

##### (2) 持分法非適用関連会社の数 1社

ビフレステック株式会社

（持分法を適用しない理由）

持分法非適用会社は、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、太陽誘電(廣東)有限公司、太陽誘電(上海)電子貿易有限公司、太陽誘電(深圳)電子貿易有限公司、太陽誘電(中国)投資有限公司、太陽誘電(常州)電子有限公司、ELNA ELECTRONICS(S) PTE. LTD.、ELNA AMERICA, INC.、愛陸電子貿易（上海）有限公司、TANIN ELNA CO., LTD.、ELNA-SONIC SDN. BHD.は決算日が12月31日ですが、連結決算日である3月31日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

#### 4. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

###### ② デリバティブ

時価法

###### ③ 棚卸資産

製品、商品

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

仕掛品

主として総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料、貯蔵品

主として先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産及び使用権資産を除く）

当社及び国内連結子会社は主として定率法によっております。

ただし、当社及び国内連結子会社が1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、主として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

また、在外連結子会社は主として定額法によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）  
当社及び国内連結子会社は定額法によっております。  
なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。  
ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。  
また、在外連結子会社は定額法によっております。
- ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 使用権資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 重要な引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れの損失に備えるため、当社及び国内連結子会社は、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。また、在外連結子会社は主として個別見積りによる回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金  
一部の連結子会社は、役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

### (4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異の費用処理方法  
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌連結会計年度から費用処理しております。
- ③ 小規模企業等における簡便法の採用  
一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主にコンデンサ、インダクタ、複合デバイス等の電子部品の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、主として検収時、又はリスク及び経済価値の移転時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

(6) 重要なヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を適用しております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段…為替予約

ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び予定取引

③ ヘッジ方針

デリバティブ取引の取組みについては、社内リスク管理規定に基づき、実需の範囲内とし、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジ有効性評価の方法

外貨建取引をヘッジ対象とする為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

(7) のれんの償却方法及び償却期間

のれん及びのれん相当額の償却については、20年以内のその効果が及ぶ期間にわたって均等償却しております。

(8) その他連結計算書類作成のための重要な事項

グループ通算制度の適用

当社及び国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。

## 5. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記しております。

なお、前連結会計年度の「支払補償費」は29百万円であります。

## 6. 会計上の見積りに関する注記

### (1) 繰延税金資産の回収可能性

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
繰延税金資産	3,825百万円

繰延税金資産は、将来の課税所得見込額に基づき、将来の税金負担額を軽減する効果が見込まれる範囲で計上しております。課税所得見込額的前提となるのは、取締役会が承認した翌期の事業計画であります。当社及び国内子会社は、グループ通算制度を適用しているためこれを一つの納税主体として回収可能性を判断しており、在外子会社においては、各社ごとに回収可能性を判断しております。回収可能性判断の前提とした諸条件の変化により、翌連結会計年度の連結計算書類において認識する繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

### (2) 固定資産の減損

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	当連結会計年度
有形固定資産及び無形固定資産	222,253百万円
減損損失	20百万円

当社グループでは、主として製品群を単位として資産をグルーピングしております。当該製品群における営業活動から生ずる損益が継続してマイナスとなる等、減損の兆候があると認められる場合には、減損損失の認識の判定を行います。割引前将来キャッシュ・フローの総額等の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合には、帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しております。割引前将来キャッシュ・フローは取締役会が承認を受けた事業計画や中期計画を基礎として見積もっており、対象となる資産グループに関連する事業の計画を用いております。翌連結会計年度において、経済環境の変化や事業戦略の変更により、見積りの前提とした条件や仮定に見直しが必要となった場合、減損処理が必要となる可能性があります。



## II. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増	加	減	少	当連結会計年度末
普通株式(株)	130,218,481		-		-	130,218,481

### 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)
提出会社	2007年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	9,000
	2008年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2009年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2010年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2011年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	6,000
	2012年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	5,000
	2013年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	10,000
	2014年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	19,000
	2015年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	30,000
	2016年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	38,000
	2017年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	37,000
	2018年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	42,000
	2019年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	46,000
	2020年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	49,000
	2021年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	53,000
2022年ストック・オプションとしての新株予約権	普通株式	59,200	

### 3. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年6月29日 定時株主総会	普通株式	4,984百万円	40円	2022年3月31日	2022年6月30日
2022年11月7日 取締役会	普通株式	5,607百万円	45円	2022年9月30日	2022年12月1日

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議（予定）	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,607百万円	45円	2023年3月31日	2023年6月30日

### Ⅲ. 金融商品に関する注記

#### 1. 金融商品の状況に関する事項

##### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に電子部品を製造販売する事業を行っており、短期的な運転資金は銀行借入により、設備投資等の長期的な資金は設備投資計画に基づき、主に銀行借入や社債発行により調達しております。また、一時的な余資については、短期的な預金等安全性の高い金融資産で運用しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

##### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されておりますが、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握する等の管理をしております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、ほとんどが1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。借入金の金利は固定金利であるため、金利の変動リスクに晒されておられません。

グローバルに事業を展開していることから生じている外貨建ての営業債権債務は、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしております。なお、輸出輸入取引により確実に発生すると見込まれる外貨建ての営業債権債務に対して先物為替予約を行っております。なお、デリバティブ取引の利用にあたっては、格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限や限度額等を定めた社内リスク管理規定に基づき、財務担当部門が取引を行い、当該部門において記帳及び契約先と残高照合等を行っております。取引実績は、財務担当部門長が担当役員に報告しております。

当社は、グループ各社が作成した資金繰り計画に基づきグループ全体の資金の一元管理を行っており、グループ各社で十分な流動性を確保できるようにしております。

### (3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
投資有価証券(* 2)			
その他有価証券	1,426	1,426	-
資産計	1,426	1,426	-
長期借入金(* 3)	68,736	67,100	△1,635
負債計	68,736	67,100	△1,635
デリバティブ取引(* 4)	△381	△381	-

(\* 1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」「未払金」「未払法人税等」については、短期で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しております。

(\* 2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含めておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は関連会社株式20百万円、非上場株式0百万円であります。

(\* 3) 1年以内に期限が到来する長期借入金を含めて表示しております。

(\* 4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券				
其他有価証券	1,426	-	-	1,426
デリバティブ取引				
通貨関連	-	34	-	34
資産計	1,426	34	-	1,461
デリバティブ取引				
通貨関連	-	416	-	416
負債計	-	416	-	416

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	-	67,100	-	67,100
負債計	-	67,100	-	67,100

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

デリバティブ取引

金利スワップ及び為替予約の時価は、金利や為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

IV. 賃貸等不動産に関する注記

賃貸等不動産の総額は重要性が乏しいため、記載を省略しております。

V. 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

製品区分	金額 (百万円)	構成比 (%)
コンデンサ	208,115	65.1
インダクタ	52,866	16.5
複合デバイス	32,581	10.2
その他	25,941	8.1
合計	319,504	100.0

(注) 当社グループは、電子部品事業の単一セグメントであり、上記の区分は報告セグメントではありません。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

4. 会計方針に関する事項 (5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (百万円)
顧客との契約から生じた債権	70,372
契約資産	-
契約負債	15

契約負債は主に、製品の引渡前に顧客から受け取った対価であり、連結貸借対照表上、流動負債のその他に含まれております。

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高が含まれている金額に重要性はありません。

VI. 1 株当たり情報に関する注記

- |               |           |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 2,548円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 186円32銭   |

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## Ⅷ. その他の注記

### (減損損失)

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(単位：百万円)

種 類	用 途	場 所	金 額
建 物 及 び 構 築 物	遊 休	福島県伊達市、他	9
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	遊 休	青森県黒石市、他	10
合 計			20

事業用資産については管理会計上の区分を基準に、遊休資産については個別物件単位で、また、本社・研究所等については共用資産として、資産のグルーピングを行っております。

遊休資産については、今後の利用計画がなく、回収可能性が認められないことから、その帳簿価額を備忘価額まで減額し、当該減少額を減損損失として認識いたしました。

## Ⅸ. 記載金額

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

## 計算書類

### 株主資本等変動計算書（2022年4月1日から2023年3月31日まで）

(単位：百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	33,575	51,468	555	52,024	2,947	1,321	98,799	103,068	△13,454	175,213
当期変動額										
剰余金の配当							△10,591	△10,591		△10,591
固定資産圧縮積立金の取崩						△2	2	－		－
当期純利益							15,499	15,499		15,499
自己株式の取得									△2	△2
自己株式の処分										－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)										
当期変動額合計	－	－	－	－	－	△2	4,909	4,907	△2	4,904
当期末残高	33,575	51,468	555	52,024	2,947	1,318	103,709	107,976	△13,457	180,118

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計		
当期首残高	△190	△190	826	175,849
当期変動額				
剰余金の配当				△10,591
固定資産圧縮積立金の取崩				－
当期純利益				15,499
自己株式の取得				△2
自己株式の処分				－
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	189	189	132	321
当期変動額合計	189	189	132	5,226
当期末残高	△0	△0	958	181,075



## 計算書類の個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

##### ② デリバティブ

時価法

##### ③ 棚卸資産

製品、商品、仕掛品

総平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

原材料、貯蔵品

先入先出法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

##### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（主に5年）に基づく定額法によっております。

- ③ リース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

### (3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れの損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
- ③ 役員賞与引当金  
役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主にコンデンサ、インダクタ、複合デバイス等の電子部品の製造販売を行っております。これらの製品の販売については、主として検収時、又はリスク及び経済価値の移転時において顧客が当該製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断し、収益を認識しております。国内の販売においては、出荷時から当該製品の支配が顧客に移転される時までの期間が通常の期間である場合には、出荷時に収益を認識しております。また、収益は顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定しております。取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

### (5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法  
繰延ヘッジ処理を適用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象  
ヘッジ手段…為替予約  
ヘッジ対象…外貨建金銭債権債務及び予定取引
- ③ ヘッジ方針  
デリバティブ取引の取組みについては、社内リスク管理規定に基づき、実需の範囲内とし、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法  
外貨建取引をヘッジ対象とする為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動等を相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略しております。

- (6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項  
グループ通算制度の適用  
当社は、グループ通算制度を適用しております。

2. 表示方法の変更に関する注記  
(損益計算書)

前事業年度において、「営業外費用」の「その他」に含めて表示しておりました「支払補償費」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より独立掲記しております。

なお、前事業年度の「支払補償費」は28百万円であります。

3. 会計上の見積りに関する注記

(1) 繰延税金資産の回収可能性

当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
繰延税金資産	691百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、「連結注記表 I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

(2) 固定資産の減損

当事業年度の計算書類に計上した金額

	当事業年度
有形固定資産及び無形固定資産	45,080百万円
減損損失	5百万円

会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報は、「連結注記表 I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 6. 会計上の見積りに関する注記」に記載しているため、注記を省略しております。

4. 貸借対照表に関する注記
- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 99,181百万円
- (2) 関係会社に対する短期金銭債権 85,318百万円  
 関係会社に対する長期金銭債権 83,014百万円  
 関係会社に対する短期金銭債務 30,214百万円
5. 損益計算書に関する注記
- (1) 関係会社への売上高 233,201百万円
- (2) 関係会社からの仕入高 202,435百万円
- (3) 関係会社との営業取引以外の取引高 20,903百万円
6. 株主資本等変動計算書に関する注記  
 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株 式 の 種 類	当 事 業 年 度 期 首	増	加	減	少	当 事 業 年 度 末
普通株式 (株)	5,609,656		642		-	5,610,298

(注) 普通株式の自己株式の増加642株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 7. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

#### (繰延税金資産)

賞与引当金	563百万円
未払費用	293百万円
未払事業税	64百万円
投資有価証券等	50百万円
減価償却超過額等	81百万円
貸倒引当金	1,329百万円
関係会社株式	5,353百万円
前払退職金等	1,131百万円
一括償却資産	134百万円
新株予約権	291百万円
退職給付引当金	6百万円
その他	331百万円
繰延税金資産 小計	9,633百万円
評価性引当額	△8,221百万円
繰延税金資産 合計	1,412百万円

#### (繰延税金負債)

固定資産圧縮積立金	561百万円
その他	159百万円
繰延税金負債 合計	721百万円

繰延税金資産の純額（差引） 691百万円

### (2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。）に従っております。

また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

8. リースにより使用する固定資産に関する注記  
該当事項はありません。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 親会社及び法人主要株主等  
該当事項はありません。

(2) 役員及び個人主要株主等  
該当事項はありません。

## (3) 子会社等

(単位：百万円)

種類	会社名	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関係内容	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	福島太陽誘電株式会社	福島県伊達市	100百万円	電子部品の製造	直接100.0%	資金援助 従業員の兼任	資金の貸付	1,000	長期貸付金	4,350
子会社	新潟太陽誘電株式会社	新潟県潟上市	1,000百万円	電子部品の製造	直接100.0%	商品の仕入 資金援助 従業員の兼任	資金の貸付 原材料等の調達 設備等の売却 原材料等の供給 支払の代行	2,900 40,331 4,577 6,578 14,848	長期貸付金 買掛金 未収入金	35,650 4,597 1,847
子会社	エルナー株式会社	東京都中央区	100百万円	電子部品の開発、販売	直接100.0%	資金援助 従業員の兼任	資金の貸付	1,200	長期貸付金	19,700
子会社	太陽誘電ケミカルテクノロジー株式会社	群馬県馬場市	100百万円	電子部品の製造、販売	直接100.0%	資金援助 従業員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付金	3,900
子会社	太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社	東京都青梅市	100百万円	電子部品の製造	直接100.0%	資金援助 従業員の兼任	資金の貸付	4,643	長期貸付金	4,910
子会社	太陽誘電(廣東)有限公司	中国广东省东莞市	85,550千US\$	電子部品の製造	直接90.7% 間接9.3%	商品の仕入 原材料の供給 資金援助 従業員の兼任	資金の貸付 商品の仕入 原材料等の調達 設備等の売却 原材料等の供給	- 46,367 33 4,438 16,808	長期貸付金 買掛金 未収入金	6,142 8,035 3,245
子会社	TAIYO YUDEN (SARAWAK)SDN.BHD.	SARAWAK MALAYSIA	100百万MYR	電子部品の製造	直接100.0%	商品の仕入 原材料の供給 資金援助	資金の貸付 商品の仕入 設備等の売却 原材料等の供給	9,200 55,574 5,981 25,108	短期貸付金 買掛金 未収入金	25,504 5,069 5,474
子会社	韓国慶南太陽誘電株式会社	韩国 泗川市	61,884百万WON	電子部品の製造	直接100.0%	資金援助 商品の仕入 原材料の供給 従業員の兼任	資金の貸付 商品の仕入 原材料等の調達 設備等の売却 原材料等の供給	3,872 34,064 8,482 4,082 13,185	長期貸付金 買掛金 未収入金	3,872 4,117 3,960
子会社	台湾太陽誘電股份有限公司	台湾 台北市	333百万NT\$	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売 従業員の兼任	製品・商品の販売	80,365	売掛金	13,578
子会社	香港太陽誘電有限公司	香港	20,400千HK\$	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売	製品・商品の販売	36,267	売掛金	5,741
子会社	太陽誘電(上海)電子貿易有限公司	中国 上海市	223千US\$	電子部品の販売	直接89.7% 間接10.3%	当社製品の販売 従業員の兼任	製品・商品の販売	36,087	売掛金	6,720
子会社	韓国太陽誘電株式会社	韩国 ソウル特別市	10,000百万WON	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売 従業員の兼任	製品・商品の販売	21,695	売掛金	3,568
子会社	TAIYO YUDEN EUROPE GmbH	Germany furt h	1,000千EUR	電子部品の販売	直接100.0%	当社製品の販売	製品・商品の販売	16,953	売掛金	4,327

- (注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
- (注2) 製品・商品の販売、原材料等の供給、原材料等の調達、設備等の売却及び商品の仕入については、市場価格等を参考に決定しております。
- (注3) 新潟太陽誘電株式会社の取引先に対する支払を代行しております。
- (注4) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。
- (注5) 子会社への貸付に対し、合計4,168百万円の貸倒引当金を計上しております。また、当事業年度において合計197百万円の貸倒引当金戻入額を計上しております。

(4) 兄弟会社等  
該当事項はありません。

#### 10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「連結注記表 V. 収益認識に関する注記」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

#### 11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,445円47銭
(2) 1株当たり当期純利益	124円38銭

#### 12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

#### 13. 記載金額

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

以 上